

平成22年(行コ)第195号 分限免職処分取消請求控訴事件

控訴人 疋田哲也

被控訴人 東京都

控訴人準備書面(2)

2010年(平成22年)10月24日

東京高等裁判所第14民事部 御中

控 訴 人 疋 田 哲 也 印

上記訴訟代理人弁護士 津 田 玄 児 印

同 福 島 晃 印

第1 はじめに

1 原判決は、控訴人の「体罰認識が体罰行為当時は誤っていた。それを研修で改めることができた。」という主張に対して、「(控訴人の行った体罰行為は)社会通念に照らして許容されるものではないことは、少なくとも、一定の良識を備えた社会人にとっては明白な事柄であり、原告がこのような明白な事柄を当時認識していなかったとは考え難い。」(判決書55ページ)、従って「体罰認識が体罰行為当時は誤っていた。それを研修で改めることができた。」という主張自体が虚偽であり、研修成果を処分者が考慮していないという主張は容れられず、更に結局控訴人は未だに嘘をつく矯正しがたい性格を有するものであって教員として不適格である旨、判示している。

しかし、原判決の上記判示は、体罰の行為態様の認定にそもそも誤りがあること、控訴人の体罰行為当時には(そしておそらくは今でも)、教育現場においては控訴人も(そして澤川校長も)含めた誤った体罰認識(強度のスキンシップ論とか、強い指導論など)が蔓延しており、控訴人が体罰認識を誤り、自己の行為を「体罰ではない」と誤解していたことにも誠にやむを得ない事情があることを看過しており、そもそもの判断の前提を誤っている。

そこで、当準備書面においては、改めて 体罰行為の実際の状況、について 確認のために主張するとともに、何故に裁判所の事実認定の前提として、都教委の聞き取り調査において誤った認定がなされたのか、について事実関係を整理して述べる。はっきり述べてしまえば、都教委や小平市教委、そして澤川校長による体罰関係の調査にはそれ自体に大きな疑義があること、従って、処分的前提自体に事実認定上、さらには手続上、瑕疵があるのではないか、という点につき、特にA君の調査を巡る調査について指摘する（なお、生徒F・Gに対する体罰事件の調査についての不可解さについては既に原審の準備書面でも指摘している（準備書面5、12ページ以下最後まで））。

また、 控訴人が体罰認識について誤解していたことについて、当時の教員を巡る状況等も踏まえて、改めて主張する。

2 さらに、原判決は、本件分限処分を実にあっさりとして許容してしまったが、分限処分は48年判例やその他の分限処分を巡る判例でも触れられているとおり、矯正しがたい持続的な性格を有する場合にのみ許容される最終的な手段である。このような最後の最後的手段である分限免職という処分がかくもあっさり処分者において出されてしまったことも驚愕であるか、さらにはそれを原審がかくもあっさりとして許容したことも驚きである。

控訴審第1回口頭弁論において、裁判所が「本人にとっては重大な処分」と指摘されたのはまさにその通りである。更に言えば、この処分を認めるかどうかは、本来公務員の身分保障のための制度という趣旨から厳格に運用されなければならない分限免職制度を、懲戒処分では罪刑法定主義の観点から懲戒免職にまで至らない事例について迂回的に免職処分発令に持つて行くことが可能になるという点で緩やかなフリーハンドの分限免職の運用を可能にするか否かという点で、一人控訴人の個人的な問題に留まらず、公務員の身分保障全体に関わる重大な問題でもある。

そこで、当準備書面においては、本件処分が、分限免職処分としても、そして懲戒事例と比べても、如何に突出して過酷・過重な処分であったか、文科省・都教委が公開しているデータ・事例を元に分析して指摘する。

第2 A君への体罰について

1 控訴人の体罰行為につき、上記述べたとおり、原判決はこれを過大視し、「体罰行為当時に控訴人が体罰であることを認識しなかったはずがない」旨判示する。

しかし、前提としての都教委等による調査に疑義があること、実際の行為態様が原判決が想定するほど悪質なものではないことを、ここではA君の事例をもとに述べる。

2 原判決は以下のように判示する。

「原告は、生徒Aが缶ジュースをほとんど飲み終えた同日(平成15年3月1日)午後0時30分ころ、理科室に入り、生徒Aが缶ジュースを持っていることに気付き、生徒Aに足払いをして床に倒し、靴(内履き用のズック)を履いた足で同生徒の頭部を押さえつけたまま、「缶ジュースを持ってきてはいけないことを忘れたのか」と大声で言った。」(判決書38ページ)

「これら原告の行為は、被害生徒に大きな屈辱感を与える上、その人格を傷つけるものである。とりわけ靴(内履き用のズック)を履いた足で生徒の頭部を押さえつけたり、前記態様で暴力を加えることが、社会通念に照らして許容されるものではないことは、少なくとも、一定の良識を備えた社会人にとっては明白な事柄であり、原告がこのような明白な事柄を当時認識していなかったとは考え難い。」(判決書55ページ)

3 しかしながら、原判決が想定する生徒Aに対する体罰は、その行為態様において現実のものと齟齬があるように思える。

原判決は、まず体罰の身体への危険を重視している様に思える(「足払い」という言葉)(前記態様で暴力を加えることが社会通念に照らして許容されるものではない)。

しかしながら、行為態様の危険性という点で言えば、「足払い」というのは柔道の技のような行為態様(相手の足を自分の足でさっとなぎ払うような型)ではなく、生徒Aの足に控訴人が足をちょっと引っかけて結果生徒Aが倒れた、というものである。その証左として、生徒Aはバタリと倒れるのではなく、バランスを崩しながらゆっくりと倒れており(おととと、という状態)、手に持っていたジュースもこぼしていない(なお、この点については、A君から聞き取りをしており、陳述書準備中である。さらには、後述する調査の疑問点もあるので、証人採用を求めるものである)。

また、「頭部を足で踏みつける」という点も、原判決は過大評価している。実際には踏みつけるというのではなく、足を乗せる、という態様であった。更に言えば、控訴人とA君との間には信頼関係もあり、行為当時の文脈から言えば権力的に制裁を加えたというよりも、ふざけあったという要素が強い。実際にA君も屈辱感を感じるというのではなく「何とも思っていない」と述べている。

もちろん、実際には控訴人の行為が体罰に当たること、そして、研修後は控訴人もこの行為が体罰に当たり許されるものではないことを十分に認識していることは念のため付言しておく。

4 なお、同様のこと(体罰の行為態様を原判決が過剰に考えていること)は、生徒I、生徒Bに対する体罰の行為態様についても言えるところである(そのため、生徒I、生徒Bについても証人採用を求める)。

5 更に言えば、裁判所にはなかなか想像し難いところなのかもしれないが、控訴人の体罰行為当時の学校現場では、体罰を必ずしも厳格に禁止していない風潮があった。このことは、当の澤川校長が、控訴人の体罰事件とほぼ同時期の他の教員の鼓膜損傷体罰事件については、保護者から訴え出まであったにもかかわらず、一切お咎め無しで報告もせず、かえってこれを隠して教員をかばったことから明らかである。

この点については追って改めて述べる。

6 調査の重大な疑問点

(1) A君の体罰関係については、今回、改めてA君本人から聞き取りをすることができたので、改めて陳述書を追って提出する予定であるが、被控訴人が提出した聞き取り調査報告書(乙9)に重大な疑義があることが判明した。

このことは、単にA君への体罰の事実認定の問題にとどまらず、控訴人の処分事由全体の調査手法、ひいては処分事由の内容の信用性や処分の恣意性にも関わる場所であるので以下指摘する。

(2) 乙9の調査報告書によれば(4ページ)、10月20日午後4時頃、生徒Aは生徒Eとともに校長室を訪れ、澤川校長に体罰の事情を話したこととなっている。また、澤川校長も原審における証人尋問で同趣旨のことを述べている。

しかしながら、実際には、生徒Aは澤川校長に体罰事件について話をしたことは一度もない。

もちろん、生徒Eとともに校長室を訪れたということもない。

なお、乙9によれば、生徒Eは、ソフトテニス部で、生徒Aと同じ学級とのことであるが、同学級のソフトテニス部員には、生徒Aと連れそって校長に事情を説明に行くような関係の者がいない。

生徒Eは一体誰であるのか、釈明を求める。

(3) 以上のように、生徒Aについての調査内容・調査過程には重大な疑義があるので、乙9に記載のある

(平成15年)10月22日付けの、澤川校長からの学校教育課理事宛の報告書

12月12日付けの澤川校長作成の「教職員の服務事故について(報告書)」

12月22日付けの澤川校長作成の「教員の服務事故について(追加報告)」

の開示を求める。

7 以上のように、控訴人の体罰関係の都教委ほかによる調査については、平成15年10月以降に急遽調査の既成事実が作られていった様子が窺えるところである。

なお、佐藤正吉証人が原審において証言したように、平成15年10月は控訴人に対する処分が懲戒処分から分限処分をなす方向に切り替えられた時期であり、それ以後に急速に控訴人に対する調査が急遽積み上げられていること、さらにはその調査過程および調査内容に重大な疑義が見受けられるところからすれば、控訴人に対する本件分限免職処分は、はじめに免職処分ありきの恣意的処分であるとの疑いが極めて大きい。

第3 控訴人も含めた教育現場における体罰認識について

1 上記指摘したとおり、原判決は、「(控訴人の行った体罰行為は)社会通念に照らして許容されるものではないことは、少なくとも、一定の良識を備えた社会人にとっては明白な事柄であり、原告がこのような明白な事柄を当時認識していなかったとは考え難い。」(判決書55ページ)と判示し、控訴人が体罰認識について体罰行為当時には誤った認識を持っていた、ということについて真っ向から否定している。

しかしながら、学校現場の教員の体罰認識が未だに曖昧なままであることは、例えば井戸川証人(現職中学校校長である)の証言、澤川校長や岡崎教頭が控訴人の体罰事件と同時期の他の教員の鼓膜損傷の体罰事件を隠したこと、という事実一つとっても明らかであり、「控訴人は体罰であることを知っていたはず」などと単純に言いうるものではない。

このことを明確にするために、以下、原判決や、被控訴人が「控訴人は正確な体罰認識を従前から持っていたはず」という論の根拠とする東久留米市立中央中学校の体罰事件とそれに関する教員への体罰周知状況、現在も学校現場で誤解され続けている体罰概念についての一般的状況、について述べる。

2 東久留米市立中央中事件と控訴人を含む教員への体罰周知状況

(1) 被控訴人は以下のように主張する。

「東久留米市教委は、上記体罰問題(東久留米中央中の体罰事件)を契機として、平成8年3月には「体罰やいじめをなくす 人権尊重教育の推進」と題する冊子を作成し(乙45)、上記冊子において「強い指導と体罰の違い」をも説明している・・・」(原審被告準備書面3、6ページ下から3行目~7ページ1行目)

(2) しかし、実際には、上記パンフレットは、中央中体罰事件を受けて作成されたものではない。

中央中とは他の中学校での1991年(平成3年)に発生した体罰事件がきっかけで作成されたものである。このパンフレット作成のいきさつについては、後出する証拠「体罰問題資料館」においても、「(1991年の体罰事件の被害生徒の)両親は「体罰」で苦しむ子どもをこれ以上出してはいけない」として、東久留米市議会に「体罰」防止マニュアルを策定するように陳情を行った。陳情をきっかけの一つとして、東久留米市教育委員会は1993年~1995年にかけて教師向け指導書「体罰やいじめをなくす人権教育の推進」を作成した。」旨の記載がある。

乙45のパンフレット「人権教育の推進」作成時期は、1995年(平成7年)3月であり、中央中の体罰事件は、発生が1994年11月である。

乙45のパンフレット作成は、まだ中央中の事件が民事事件として提起される以前であり、パンフレット作成の1995年(平成7年)3月の時点では、中央中の事件は、まだ表面化していないどころか、体罰後のトラブル、すなわち、同事件判決(乙43)にいうところの「不当な事後措置」の最中であった。

以上、整理すると、

南中体罰事件(1991/8/~1992/1/、92/2/22生徒自殺)

中央中体罰事件(1994/11/14)

中央中体罰事件の「不当な事後措置」(~1995/3末まで)

乙45のパンフレット作成(1995/3中央中体罰事件とは関係なく、南中の事件を契機に作成)

中央中事件、民事訴訟提起(1995年中。少なくとも、3月30日以降)

中央中事件、体罰教員の略式起訴(1995/12/26)

中央中事件、民事判決(1996/9/17)

東久留米市教委、「東久留米市立小・中学校の職員の皆様へ」(乙44)配布(1996/11/25)

という時系列となる。

(3)まとめ

以上より、中央中事件を契機にパンフレット(乙45)が作成されたわけではなく、乙45のパンフレットによって、東久留米市の教職員に対して、必ずしも体罰禁止が徹底されていなかったことを指摘しておく。

なお、乙45のパンフレットについては、その内容面においても「強い指導」と「体罰」の違いが徹底されていなかったことは原審で指摘したとおりである。すなわち、同パンフレットによれば、強い指導は許され、かつ強い指導と体罰の違いについては曖昧なままであり(同パンフレットのフローチャート(18ページ)によれば、生徒の受容があれば体罰ではなく強い指導であると読める。)

生徒側が受け入れていようがいまいが体罰になるという正しい体罰の理解にはむしろ妨げとなりかねないものである。

むしろ、世取山意見書（甲 1 2 6）が指摘するとおり「行政実務において、親による学校への苦情の申し立て、あるいは、診断書の提出があれば、教師による体罰が服務事故化したと見なし、処分に向けての作動させるといふ行政実務が一般化していることである。この実務は、教師の性格のいかんにかかわらず、教師による身体的苦痛を伴う実力の行使を、親または子どもがいわゆる“愛の鞭”の範囲を超えていると判断した場合に初めて「体罰」に該当するとの理解を教師に引き起こしやすくし、さらには、親または子どもによる先の判断に影響を与えるべく、教師が親または子どもに働きかけることを惹起しやすくしているのである。」（同意見書 10 ページ 5 行目～同ページ 11 行目）のであって、行政慣行に従い「生徒または保護者の申し出があつて初めて体罰となる」との誤解を強調しかねないものであつた。

したがって、乙 4 5 などによって、控訴人を含む東久留米市の教員に対して、体罰の禁止が徹底されていたとも言えないこと、控訴人が正しい体罰認識を持っていて当たり前とは言えないことは明らかである。

このことは、当時東久留米市立西中学校の教頭であつた井戸川証人の体罰認識が未だに曖昧であることから明らかである。

従つて、原判決の「控訴人は自らの行為が許されないものであることを知っていたはずである」旨の判断は重大な事実誤認である。

3 学校現場における一般的体罰認識について

第 4 本件分限免職が如何に特異、異常な処分であるか

1 分限処分は矯正しがたい持続的な性格を有する場合にのみ許容される（不適格事例の場合）最終的な手段である。

本件は、本当に控訴人が「矯正しがたい持続的な性格に根ざす」不適格事由があつたのものなのか？

公務員の身分保障のための制度のはずの分限処分が本件においてかくも容易に発令されたことについては大きな疑念がある。

これは、近時の分限事例をみても、本件分限免職処分が突出したものであることから分かる。

以下、本件処分が、分限免職処分としても、そして懲戒事例と比べても、如何に突出して過酷・過重な処分であつたか、文科省・都教委が公開しているデータ・事例を元に分析して指摘する。

2 分限免職処分関係 データ 2001 年度～2008 年度まで

(1) 分限処分中、「免職」にまで至る事例は極めて少ない。

(あ) 公立学校の教員(小中高)で分限処分を受けた件数とその変化

文部科学省ホ-ムページ掲載「平成19年度 教職員に関わる懲戒処分の状況について」所収の「<表2>教職員に関わる分限処分の推移」によると、その総数は、1998年度、4436件から継続して増加し続けている。

2001年度～2008年度でみると、公立学校教員で分限処分者数は毎年度の増加し続けているが、その平均は、6995件(小数点以下四捨五入)である。また正田教諭が処分を受けた2003年度に、分限処分を受けた教員総数は6304件であった。

(い) 分限免職処分の件数とその変化、分限処分数の中の割合

ところで、これら分限処分のうちのほとんどは休職処分で、さらにそのうちのほとんどが病気休職であり、控訴人のように、分限免職という「免職」処分を受けた件数は極めて少ない。

分限「免職」処分を受けた教員数は、2001年度～2008年度の間平均をとってみると、15件(小数点以下四捨五入)で、分限処分総数平均の僅か0.21%に過ぎない。処分数が最も多かった2004年度でも0.38%。控訴人が処分を受けた2003年度では0.23%にすぎない。

なお、分限処分のうち、「免職」処分にまだ至った教員数の数は、2001年度から増加し、控訴人が処分を受けた2003年度に急増し、2005年度まで急速に増加する。しかし、その後は減少し、2008年度には2001年度よりも少ない8件にまで減少している。

表1 分限処分を受けた日本の公立学校教員の数とそのうち免職となった教員数

	分限免職件数	分限処分 総件数	免職数の割合
2001 年度	9	5356	0.17%
2002 年度	10	5462	0.18%
2003 年度	19	6304	0.30%
2004 年度	25	6553	0.38%
2005 年度	17	7259	0.23%
2006 年度	16	7901	0.20%
2007 年度	14	8324	0.17%
2008 年度	8	8800	0.09%
計	118	55959	0.21%
平均	14.75	6994.88	0.21%

政府データをもとに作成(2010年9月 荒井容子)

もとなったデータの出典

表9 分限処分状況一覧(平成13～17年度) (政府統計の総合窓口ホームページより)

表10 分限処分状況一覧(平成18年度) 文科省ホームページより

表9 分限処分状況一覧(平成19年度) 文科省ホームページより

表11 分限処分状況一覧(平成20年度) 文科省ホームページより

(2) 分限免職事由別の件数

どのような事由で分限免職を受けているのかをみると、文科省により作成された表の項目に従って(年度ごとに若干表現が変化しているが、趣旨を組んで分類する)、その事由を件数の多い順にならべると、「適格性欠如」、「指導力不足」、「心身の故障」、「勤務実績不良」、「行方不明」、「無断欠勤」となる。ほかには「体罰、暴行及び職務命令違反」、「病気による3年間の休職期間終了」がそれぞれ1件ずつ記載されており、これは分類に該当しない(表2参照)。

このうちの「体罰、暴行及び職務命令違反」は2003年度(2004年2月)に東京とで出された処分として表に記載されており、これが控訴人の処分に該当する。

すなわち、控訴人が分限免職処分を受けた事由は、極めて特殊といえる。

**表2 日本において分限免職処分(病気休職を除く)を受けた公立学校教員の処分手由別件数
2001～2008年度**

処分理由	件数	%
適格性欠如	35	29.66%
指導力不足	23	19.49%
心身の故障	20	16.95%
勤務実績不良	18	15.25%
行方不明	14	11.86%
無断欠勤	7	5.93%
体罰、暴行および職務命令違反	1	0.85%
病気による3年間の休職期間終了	1	0.85%
計	118	

政府データをもとに作成(2010年9月 荒井容子)

もともなったデータの出典

表10 分限恣意分(病気休職を除く)の状況一覧(平成13年度～17年度)(ホムページ e-state 政府統計の総合窓口 GL08020103 より入手)

表11 病気休職を除く分限処分の処分手由一覧(平成18年度) 文部科学省ホムページ「平成18年度 教育職員に係る懲戒処分等の状況について」より入手)

表10 病気休職を除く分限処分の処分手由一覧 文部科学省ホムページ「平成19年度 教育職員に係る懲戒処分等の状況について」より入手)

表12 病気休職を除く分限処分の処分手由一覧(平成20年度) 文部科学省ホムページ「平成20年度 教育職員に係る懲戒処分等の状況について」より入手)

すなわち、控訴人に対する「分限免職」処分は、分限処分としても極めて特殊である「免職」処分であり、かつそのうちでも処分手由が「体罰、暴行及び職務命令違反」という極めて特殊な事由であることがわかる。

なお2001年度～2008年度の分限免職事由で、処分手由の中に、上記に分類される事由のうち、補足的に「職務命令」という文言が付け加わったものは控訴人の事例以外に2件あった。

1 件は 2003 年度東京都の処分事例で、2 月の控訴人処分の後、3 月に処分が
だされている。表に記載された処分事由の文言は「適格性欠如（無断欠勤及び
職務命令違反）」となっている。

またもう 1 件は 2004 年度新潟県で 9 月に出された処分事例で表に記載された
処分事由の文言は「適格性欠如（無断欠勤、職務命令不服(マ)）」となっている。

3 懲戒処分関係 分析

(1) 懲戒処分全体の数と懲戒免職件数

懲戒処分件数は、分限免職処分数よりはるかに少なく、特殊な年度を除いて、
その数に大きな変化はなく、1200 件前後を推移し、2003 年度をピークに緩や
かに減少している。

またこの懲戒処分のうち、免職処分に至る件数は少なく、総数との比では 2001
～2008 年度の平均で約 6 % である。

表3 懲戒処分を受けた日本の公立学校教員の数

	免職件数	懲戒処分件数	免職数の割合
2001 年度	92	1093	8.42%
2002 年度	153	1213	12.61%
2003 年度	174	1359	12.80%
2004 年度	165	1226	13.46%
2005 年度	156	1255	12.43%
2006 年度	187	1159	16.13%
2007 年度	168	12887	1.30%
2008 年度	182	1059	17.19%
計	1277	21251	6.01%
平均	159.63	2656.38	6.01%

	1445	8364	17.28%
--	------	------	--------

は 2007 年度のデータを除いた場合

(2) 服務違反に関わる処処分

懲戒処分は、文科省のデータによるとその処分事由が「交通事故」「争議行為」「体罰」「わいせつ行為等」「公費の不正執行または手当等不正受給」「国旗掲揚・国歌斉唱の取扱いに係わるもの」「個人情報不適切な取扱い」「その他の服務違反等に係わるもの」という分類で統計がまとめられている。

控訴人に対する分限免職事由には、「職務命令違反」が掲示されているが、この「職務命令違反」という事由は、懲戒免職処分では、上記分類のうち、「その他の服務違反等にかかわるもの」という分類に入る。

表4 その他の服務違反等に関わる懲戒処分を受けた日本の公立学校教員の数とそのうち
免職となった教員数

その他の服務違反等に関わる懲戒処分件数										
				一般服務に関わるもので処分された件数						
	その他の 服務違反 等に関わ る免職件 数	その他の 服務違反 等に関わ る処分の 総件数	免職数の割 合	一般服 務に関 わるも ので免 職	一般服務に 関わるもの で処分され た総件数		職務命 令違反 による免 職	職務命令 違反によ る処分の 総件数		
2001 年度	23	138	16.67%	2	54	3.70%	0	5	0.00%	
2002 年度	34	236	14.41%	2	114	1.75%	0	33	0.00%	
2003 年度	20	174	11.49%	4	103	3.88%	0	10	0.00%	
2004 年度	37	201	18.41%	8	108	7.41%	1	8	12.50%	
2005 年度	31	257	12.06%	6	166	3.61%	0	5	0.00%	
2006 年度		205								
2007 年度	22	214	10.28%	0	148	0.00%	0	15	0.00%	
2008 年度	35	192	18.23%	3	85	3.53%	0	9	0.00%	
計	202	1617	12.49%	25	778	3.21%	1	25	4.00%	
平均	28.86	202.13	14.28%	3.57	111.14	3.21%	0.14	3.57	4.00%	

この分類での処分総数は 200 件前後を推移しており、2001 年度～2008 年度までの平均件数は 202 件で、免職にまで至った件数は平均 29 件、全体の 14% ほどである。

ところでこの「その他の服務違反等にかかわる懲戒処分等」はさらにその処分事由が「教育活動に係るもの」「一般服務に係るもの」「一般非行に係るも

の」「交通事故当を起こした車に同乗等」と分類されており、控訴人に対する処分事由として被控訴人が主張する職務命令違反は、このうちの「一般服務に係るもの」である。

そこでこの事由で処分された件数をみると、これは2001年度～2008年度までの平均件数は111件で、免職にまで至った件数は平均4件弱、全体の3%ほどである。さらにこのうちの「職務命令違反」による処分件数は平均4件弱に過ぎず、免職にまで行った事例は、2004年度の1件のみである。

控訴人に対する分限免職処分の処分事由のうち、被控訴人が、職務命令違反としていること自体が「違反」とはいえないものであるといえるが、また「職務命令違反」とされる事例が年平均僅か、4件弱した懲戒処分につながっておらず、さらにまた、免職がほとんど皆無に等しいことを鑑みると、本件の処分理由として提示された事由が、処分の公平さからみても本来処分事由になりえないものであったことが分かる。

(3) 体罰を事由とする懲戒処分について

控訴人に対する分限免職処分の事由には「体罰」が関わっているが、「体罰」による懲戒処分の件数をみると、2001年度～2008年度までの平均件数は146件で、免職にまで至った件数は1件のみである。

表5 体罰事由により懲戒処分された日本の公立学校教員数

	懲戒処分					懲戒以外の処分	
	体罰事由による免職件数	体罰事由による処分総件数	(停職)	(減給)	(戒告)	訓告等	諭旨免職
2001 年度	0	125	15	56	54	299	0
2002 年度	0	137	18	63	56	313	1
2003 年度	1	183	21	71	80	320	1
2004 年度	0	143	20	66	57	277	0
2005 年度	0	146	18	64	64	300	1
2006 年度	0	169	17	82	70	254	1
2007 年度	0	124	15	57	52	247	0
2008 年度	0	140	17	75	48	236	0
計	1	1167	141	534	481	2246	4
平均	0.13	145.88	17.625	66.75	60.125	280.75	0.5
総数中の割合 (平均)	0.09%	100.00%	12.08%	45.76%	41.22%		

表5 体罰事由により懲戒処分された日本の公立学校教員数

	懲戒処分					懲戒以外の処分	
	体罰事由による 免職件数	体罰事由による処分総 件数	(停職)	(減給)	(戒告)	訓告等	諭旨免 職
2001年度	0	125	15	56	54	299	0
2002年度	0	137	18	63	56	313	1
2003年度	1	183	21	71	80	320	1
2004年度	0	143	20	66	57	277	0
2005年度	0	146	18	64	64	300	1
2006年度	0	169	17	82	70	254	1
2007年度	0	124	15	57	52	247	0
2008年度	0	140	17	75	48	236	0
計	1	1167	141	534	481	2246	4
平均	0.13	145.88	17.625	66.75	60.125	280.75	0.5
総数中の割合 (平均)	0.09%	100.00%	12.08%	45.76%	41.22%		

体罰による懲戒処分については、件数だけでなく、個々の処分について、文部科学省が全国の処分事例に関わる事由を、「体罰時の主な状況（「場面」「場所）」、「被害の状況」「体罰の態様」も表にまとめられている（表4 体罰に係る懲戒処分等の状況等一覧）。これによると、2001年度～2008年度において、「体罰」を事由として懲戒免職された唯一の事例は、北九州市のケースで、「部活動」中、「教室、運動場、体育館」で「投げる、転倒、その他」の態様で、「打撲（顔）」に被害を与えたと記されている。

4 東京都における近時の体罰による処分事例

特に「体罰」に係わる処分とその「体罰」の具体的態様
 （入手データは2010年2月16日～8月4日までのウェブ公開情報）
 （事例は2009年7月～ 処分は2010年2月～）

元のデータは、東京都教育委員会が教職員を処分発令した日付、処分内容を報道発表したもので、発表の日付は2010年2月16日～8月4日である。処分発令日と処分にかかわる事件発生時とは異なる。事件発生日は、最も早い時期

の事例として2009年5月中旬からのが、もっとも遅い時期の事例が、2010年4月16日発生の事例となっている。

これをみると2010年2月中旬から8月初めまでの6ヶ月弱の間で、東京都教育委員会が処分した教職員数は58名で、このうち体罰を理由に処分した件数は6件である。またその処分の内容についてみると、「減給10分の1 3月」が1名、あとの5人はすべて「戒告」となっている。「免職」になっているものはいずれ、ほとんどが「戒告」という軽い処分になっている。

また、そのうちの「減給10分の1 3月」の処分を受けた教員の事例をみると、その体罰の態様は、「同校第3学年の生徒を」「右足で同生徒の左足をやや強く五六回ける、階段でよろけて踊り場に仰向けに倒れた同生徒の左太ももを右足で3回程度軽くける、同生徒の左後方の壁に向かってパイプイスを投げて同生徒を威嚇し、右足で同生徒の左足をやや強く3回ける」行為を10分ほど継続し、さらにその15分後に「同学年の生徒を指導した際、右足で同生徒の左足をやや強く2回けり、その後、右手のひらで同生徒の左ほおを3回たたいた」と報道されている。このように執拗な「体罰」行為が行われ、生徒に「左足打撲による全治一二週間程度の傷害を負」負わせたと報告されている。

また、ほかの体罰事件についてはすべて「訓戒」にとどまっているが、それらの体罰事件には、「左外傷性鼓膜穿せん孔による加療1か月以上」の被害を生徒に与えた行為で、かつ、事後対応をせず、また「速やかに同校校長に報告することを怠った。」事例、同じ年度に5月、10月と間を置いて、少なくとも表れた事例において二度にわたって体罰を行い、別の服務事故を起こしている事例でも、「戒告」にとどまっている。

その他の体罰事例も、控訴人が犯してしまった体罰事例と比べて、傷害の度合いが大きく、また報告怠慢、過去間において2回の事例があげられている事例でも、「戒告」にとどまっていることをみると、控訴人が行ってしまった体罰内容に対する処分の厳しさの異常さが浮き上がってくるといえる。

表6 東京都における近時の体罰による懲戒処分事例

東京都による教員処分の近年の事例									
特に「体罰」に係わる処分とその「体罰」の具体的態様									
入手データは、東京教育庁「報道発表」教職員の服務事故について、(ウェブ上での公開)									
2010年2月～8月までのウェブ公開情報のみ (事例は2009年7月～ 処分は2010年2月～)									
報道発表日(発令日)	服務事故件数・被処分者数		体罰事件の内容						
	件数	人数	このうちの体罰事件の件数・被処分者数		の番号は各報道発表時の当該事例に付された選し番号				
			件数	人数	非違行為日	処分内容	非違行為	被害内容	事件の内容全体
2010年2月16日	5	5	0						
2010年2月26日	1	2	0						
2010年3月24日	8	8							
2010年3月29日	13	14	2	1	2009年12月24日	減給10分の1 3月	左太ももを右足で3回程度軽くける。パイプいすを投げて威嚇。左足をやや強く3回ける。	左足打撲による全治一週間の程度の傷害	平成21年12月24日午前10時50分ころから同日午前11時ころまでの間に、勤務校内において、同校第3学年の生徒を指導した際、右足で同生徒の左足をやや強く五六回ける。階段でよるけて踊り場に仰向けに倒れた同生徒の左太ももを右足で3回程度軽くける。同生徒の左後方の壁に向かってパイプいすを投げて同生徒を威嚇し、右足で同生徒の左足をやや強く3回けるといった体罰を行い、同生徒に左足打撲による全治一週間の程度の傷害を負わせた。
					午前10時50分ころから1時間				
					午前11時15分ころ		右足で同生徒の左足をやや強く2回ける。右手のひらで同生徒の左ほおを3回たたく。		また、同日午前11時15分ころ、同学年の生徒を指導した際、右足で同生徒の左足をやや強く2回ける。その後、右手のひらで同生徒の左ほおを3回たたいた。
				1	2009年5月中旬	戒告	左足の裏で同生徒の左腰を痛みを感じる程度の強さで1回けた。		平成21年5月中旬ころ、勤務校の教室において、他の生徒とトラブルになった同校生徒を指導した際、左足の裏で同生徒の左腰を痛みを感じる程度の強さで1回けた。
					2009年10月26日		左手のこぶしで同生徒の前頭部を痛みを感じる程度の強さで五六回小突く。倒れている同生徒の腹部を息が苦しく感じる程度の強さで踏みつけた。		また、同年10月26日午前9時35分ころ、同校体育館において、繰り返しふざけていた同校生徒を指導した際、左手のこぶしで同生徒の前頭部を痛みを感じる程度の強さで五六回小突くとともに、倒れている同生徒の腹部を息が苦しく感じる程度の強さで踏みつけた。
					(2010年1月15日学力調査実施不正行為)		学力調査時の正解示唆行為		平成22年1月15日午前10時20分ころ、同教室において、平成21年度児童・生徒の学力向上を図るための調査を実施した際、自分が試験監督を担当した学級の生徒1名が数学の作図の問題で間違った図形を書いていたため、同生徒に聞こえるように正解の図形名を口頭で同級生全体に尋ね、同日午前10時25分ころには、間違った解答を書いている同級生3名に対し、間違えている箇所を指差し、答えを確認したが、問題をよく読んだかなどと言った。
2010年3月30日	1	2	0						
2010年3月30日	1	4	0						
2010年3月31日	1	1	0						
2010年4月22日	1	1	0						
2010年5月21日	4	4	0						
2010年5月27日	1	3	0						

5 小括

以上からすれば、本件分限免職処分は、分限処分としても突出して際立った異例の処分である。

さらに、懲戒処分との対比でも、他の懲戒免職事例と比較しても本件は過重にすぎる。また、体罰事例の懲戒事例と比較しても、過重に過ぎる。

第5 結語

1 以上のように、原判決の大きな誤りは、控訴人の具体的な体罰行為を過剰にとらえたこと、さらには学校現場における教員の体罰認識の誤りの蔓延状況

(澤川校長証言、井戸川証言からも分かるように、これは現在まで続いており、現職の管理職も誤解したままである。)を看過していることである。

そのために、「体罰行為当時に控訴人が自らの行為を体罰と認識していなかったはずがない」という誤った認定をしてしまい、その結果、「研修成果によって改善していない」「現在も、当時体罰と知らなかった旨主張する控訴人は嘘つきであり、適格性を欠く」ということにされてしまい、分限免職を正当化する、事実とは正反対の結論が出されてしまった。

当審においては、上記 体罰の実際の状況、控訴人が他の教員とともに陥っていた教育現場における誤った体罰認識状況、について十分に調査・審理を尽くしていただきたい。

2 更に付言すれば、本件処分は、控訴人の教育公務員としての身分を失わせしめるもので、その処分はあまりにも過重である。

これは、同様のケースの分限免職事例がほとんど皆無であること、更には、懲戒事例であればおよそ免職とまではなり得ないケースであったことから明らかである。

結局、本件分限免職処分は、本来公務員の身分保障のための制度である分限制度を濫用して、懲戒処分では罪刑法定主義(処分比例)の関係で免職にまでは持って行けないケースを、フリーハンドの判断で免職にまで追い込んだものであり、極めて恣意的な処分でもある。

3 控訴人は、授業・課外、校内・校外の教育活動を極めて熱心に、積極的に行っている教員であった。

それが、それ自体不合理な自動車通勤問題を巡って校長と折り合いが悪くなったために、校長からパワーハラスメントにも該当する圧力を受け、挙げ句の果てに単独では免職とまでは行かない事由をいくつも積み上げられて分限免職とされたものである。

事の発端自体、澤川校長の控訴人に対する恣意的な取り扱いである。その証左が例えば、澤川校長が控訴人に下したD評価である(甲77、人事委員会における澤川校長尋問調書 77項前後)。澤川校長がD評価を付けた年度(平成14年度)も控訴人は、教育活動には熱心に取り組んでいたし、澤川校長が「控訴人は行っていない」と述べていた学校事務にも取り組んでいた。しかるに、学校全体で1人付けられるかどうかという最低評価のD評価を澤川校長が控訴人に付けたことはまさに、控訴人が澤川校長らから狙われていたことを示すものである。

本件処分は、そのような管理職からの特定教員の狙い撃ちの延長線上にあったものである。

当審においては、このようなパワーハラスメント、嫌がらせとも言える校長の対応の事実をも見据えて本件処分の本質を十分にご理解いただいた上で審理を尽くしていただきたい。

以上